

第5章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図 1-5-1 に示すとおり、名古屋市中村区及び中川区の「ささしまライブ 24 地区」に位置している。

「ささしまライブ 24 地区」は、昭和 61 年度に国鉄笹島貨物駅が機能廃止されて以来、都心に残された貴重な大規模未利用地として、その有効活用が期待されてきた。平成 11 年度には、土地区画整理事業の都市計画決定、事業計画決定が行われ、民間活力による商業・業務・文化・娯楽等さまざまな都市機能の複合的な集積をめざし、名古屋駅地区とともに名古屋の玄関口としてふさわしい活気あるまちづくりが期待されている。

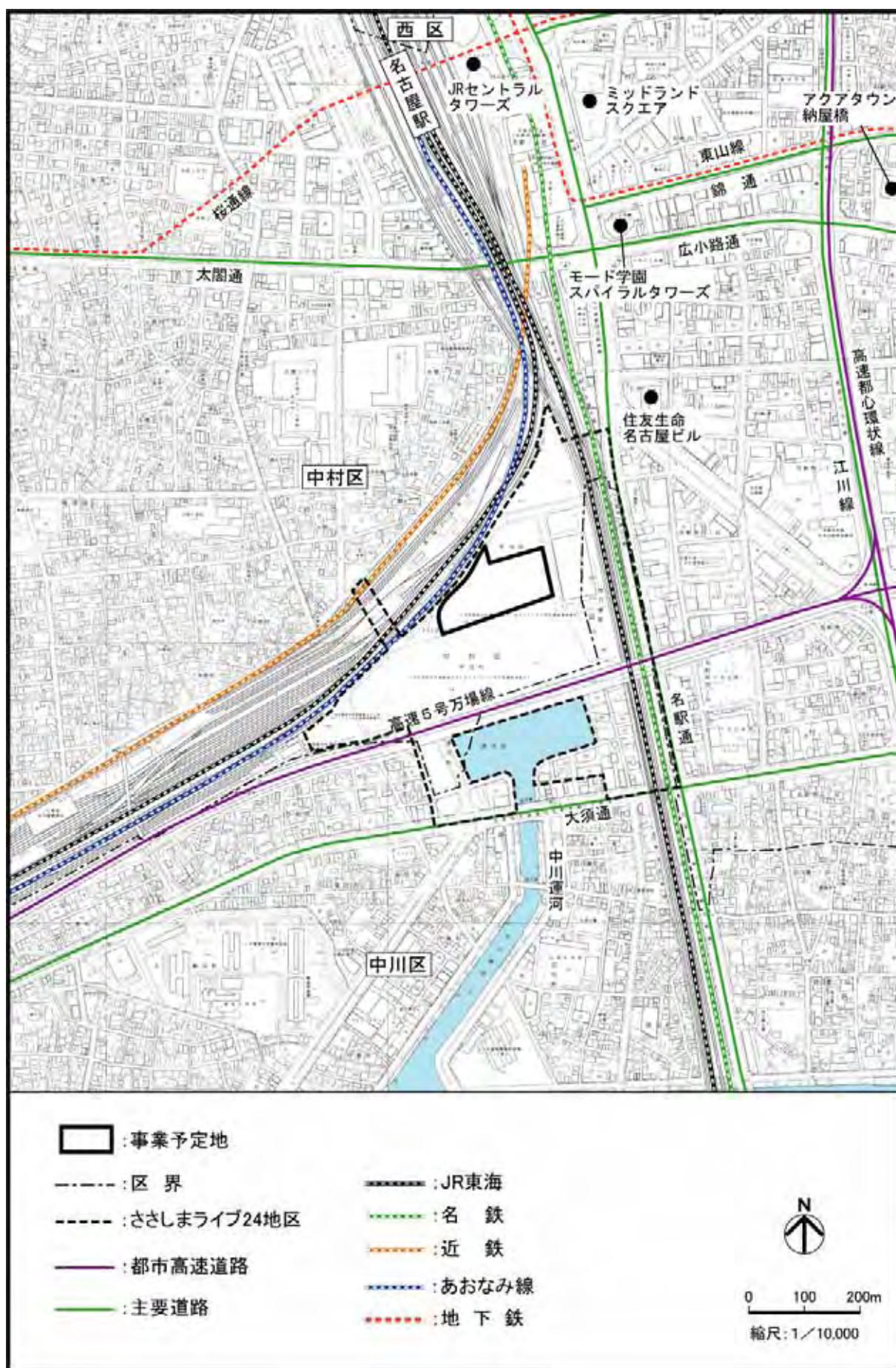


図 1-5-1 事業予定地とその周辺地域

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音、安全性及び存在・供用時の風害、日照障害の影響範囲に着目し、街区等を考慮して、表 1-5-1 及び図 1-5-2 に示す区域（以下「調査対象区域」という。）を設定した。

表 1-5-1 調査対象区域

区 名	学 区 名
中村区	六反学区の一部、牧野学区の一部、 米野学区の一部
中川区	愛知学区の一部、広見学区の一部

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を、「社会的状況」及び「自然的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に、区毎のデータしか得られないものについては区毎に行った。

なお、資料の収集は、平成 20 年 12 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。

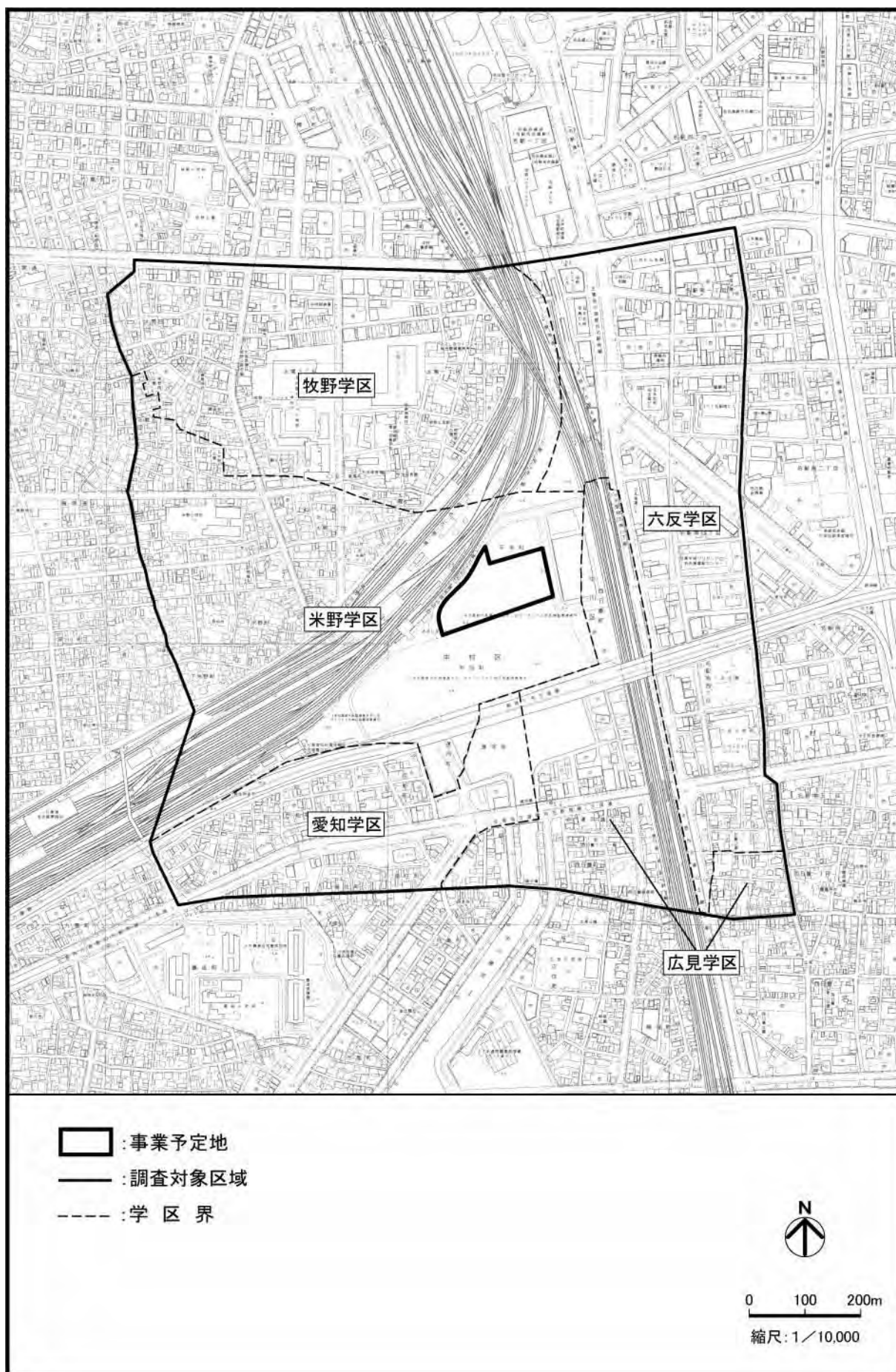


図 1-5-2 調査対象区域図

5-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域を含む学区の平成 17 年における人口及び世帯数は表 1-5-2 に、年齢別人口構成比は図 1-5-3 に示すとおりである。

人口は、名古屋市及び 5 学区全体ともに増加傾向を示しているが、5 学区全体の増加率は名古屋市よりも低くなっている。学区別では、六反学区及び牧野学区が増加傾向を示しており、特に牧野学区は顕著な増加がみられる。

1 世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ、5 学区全体は少ない。学区別では、愛知学区は名古屋市とほぼ同じであるが、他の学区は少なくなっている。

5 学区全体の昼夜間人口比率は約 242 であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

年齢別人口については、0～14 歳の人口比率は、全ての学区で名古屋市よりも低く、逆に 65 歳以上の比率は高くなっている。

出典)「平成 17 年国勢調査 名古屋の学区別人口」(名古屋市、平成 18 年)

「平成 17 年学区別昼間(従業地)人口(推計値)」(名古屋市ホームページ)

表 1-5-2 人口、世帯数等

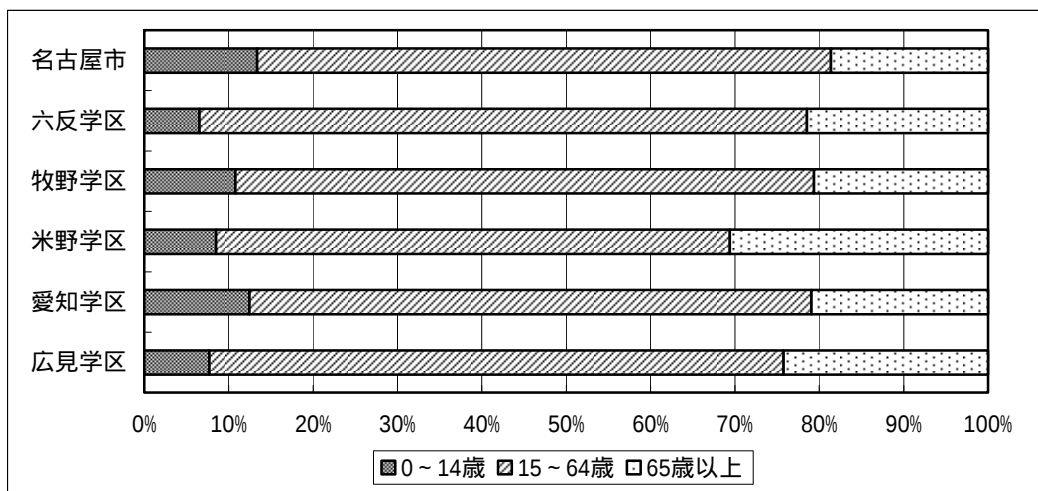
区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)	平成12年 人口(人) (B)	増加率 (%)	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率
名古屋市	2,215,062	955,851	2.32	2,171,557	2.0	2,516,196	2,193,973	114.7
中村区 六反学区	3,133	1,849	1.69	2,899	8.1	27,603	3,013	916.1
牧野学区	6,884	3,610	1.91	5,667	21.5	21,159	6,824	310.1
米野学区	6,720	3,135	2.14	7,337	8.4	5,162	6,589	78.3
中川区 愛知学区	7,670	3,340	2.30	7,928	3.3	7,673	7,381	104.0
広見学区	3,374	1,718	1.96	3,524	4.3	4,077	3,337	122.2
5学区全体	27,781	13,652	2.03	27,355	1.6	65,674	27,144	241.9

注1:平成17年10月1日現在

2:増加率(%) = $((A - B) / B) \times 100$

3: は減少を示す。

4:昼夜間人口比率 = $(\text{昼間人口} / \text{夜間人口}) \times 100$



注)平成17年10月1日現在

図 1-5-3 年齢別人口構成比

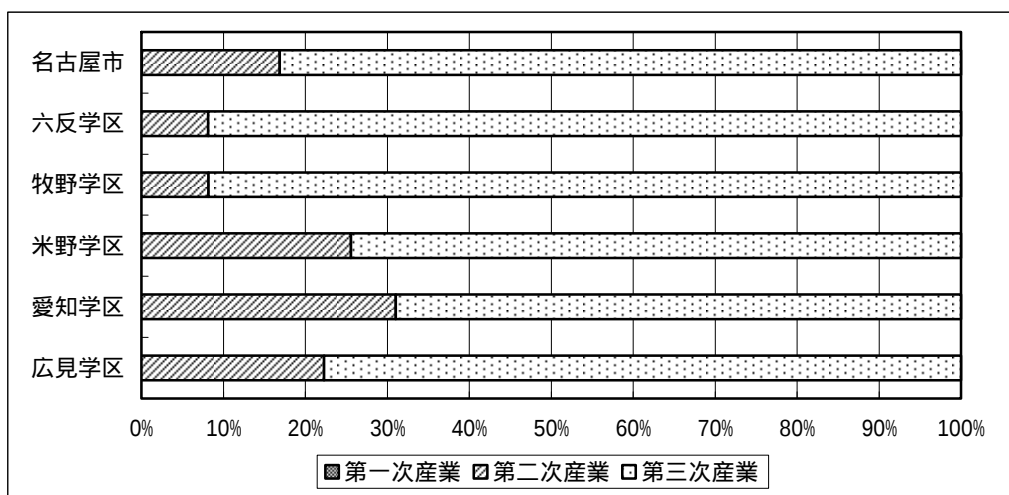
産 業

名古屋市及び調査対象区域を含む学区の平成 18 年における産業別事業所数及び従業者数は、図 1-5-4 に示すとおりである。

名古屋市及び調査対象区域における事業所数は、第三次産業の割合が高く、特に六反学区及び牧野学区で高い割合となっている。

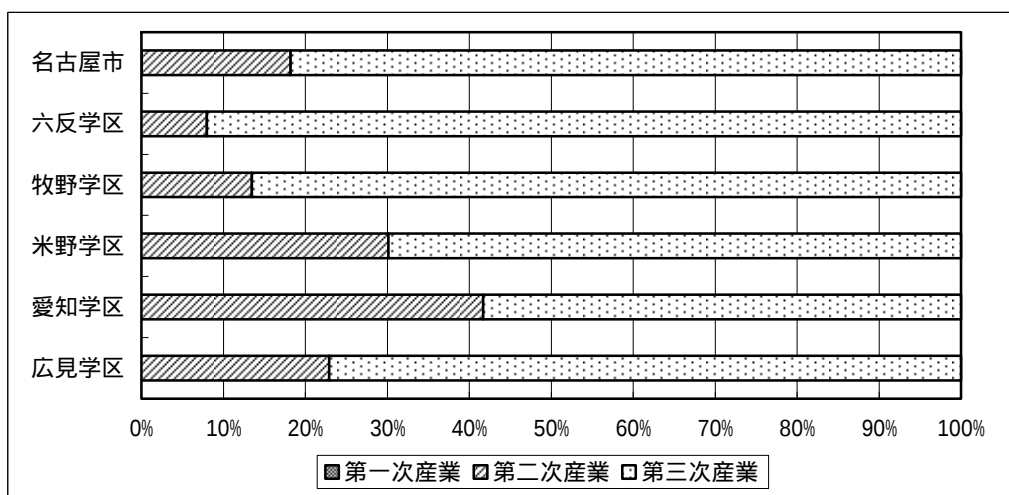
また、従業者数も、第三次産業の割合が高く、六反学区及び牧野学区で高い割合となっている。

出典)「名古屋の事業所・企業 平成 18 年事業所・企業統計調査結果」(名古屋市, 平成 20 年)



注)平成18年10月1日現在

図 1-5-4(1) 産業別事業所数



注)平成18年10月1日現在

図 1-5-4(2) 産業別従業者数

(2) 土地利用

土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域を含む中村区及び中川区の平成 19 年における土地利用の状況は、表 1-5-3 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く、約 78%を占めているが、中村区はさらにこの割合が高く、約 82%を占めている。中川区の宅地の割合は名古屋市よりも低く、約 71%となっている。

出典)「平成 19 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 20 年)

表 1-5-3 土地利用の状況

単位:a

区 分	総 数	田	畑	宅 地	宅地率	池 沼	山 林	原 野	鉄道軌道 用 地	雑種地
名古屋市	1,851,999	74,897	86,778	1,435,364	77.5%	941	41,133	4,556	25,667	182,663
中村区	99,742	941	4,106	81,903	82.1%	-	-	4	5,160	7,628
中川区	190,791	15,286	14,192	134,713	70.6%	-	19	-	5,159	21,422

注)1:平成19年1月1日現在

2:宅地率(%)=宅地面積/総数×100

都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれており、用途区分は図 1-5-5 に示すとおりである。

事業予定地は、全域が商業地域となっている。調査対象区域の用途区分は、商業地域が一番大きな割合を占め、次いで準工業地域、第二種住居地域、近隣商業地域の順となっている。

駐車場整備地区及び都市景観形成地区の指定状況は、図 1-5-6 に示すとおりである。

事業予定地は、全域が駐車場整備地区となっている。調査対象区域は、北西側、西側及び南側の地域を除き、駐車場整備地区となっている。また、調査対象区域の北側の一部が名古屋駅都市景観形成地区に指定されている。

事業予定地周辺における建物用途の状況は、図 1-5-7 に示すとおりである。

事業予定地の北側は、JR 東海等の線路が通っており、供給・処理・運輸施設が点在している。線路よりさらに北西側には住居施設が多く、商業施設、宗教・文化・医療・養護施設等が点在している。東側の直近には商業施設があり、JR 東海等の線路より東側には商業施設及び供給・処理・運輸施設が多く、教育施設等が点在している。南側は、都市高速道路が通っており、これより南側には、供給・処理・運輸施設が多く、商業施設、工業施設、住居施設等が点在している。

なお、調査対象区域には、風致地区の指定はない。

出典)「愛知県土地利用規制図」(愛知県, 平成 13 年)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「名古屋駅都市景観形成地区」(名古屋市ホームページ)

「名古屋市建物用途現況図」(名古屋市, 平成 15 年)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・中川区」(株式会社ゼンリン, 2008 年)

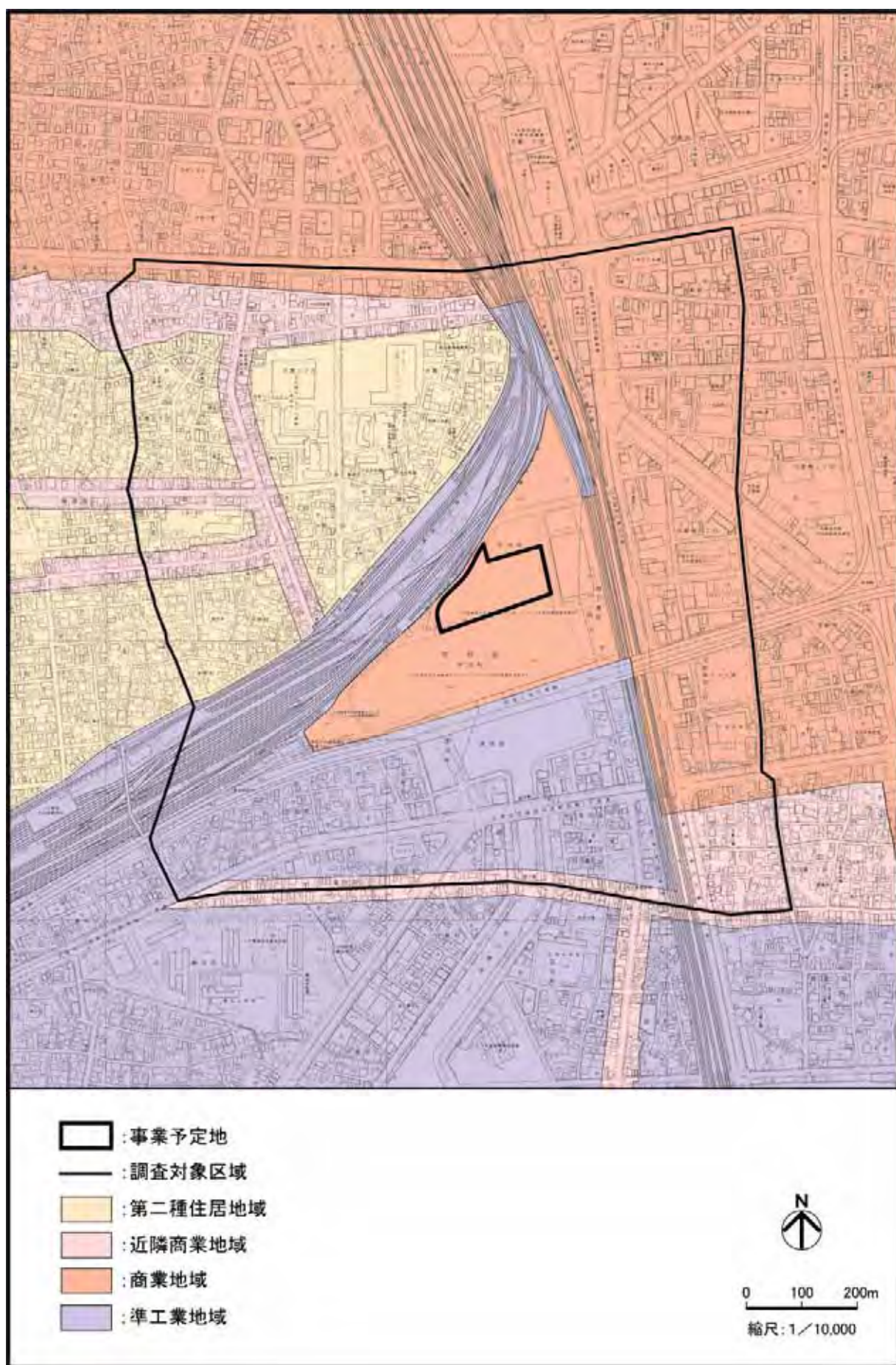


图 1-5-5 用途区分图

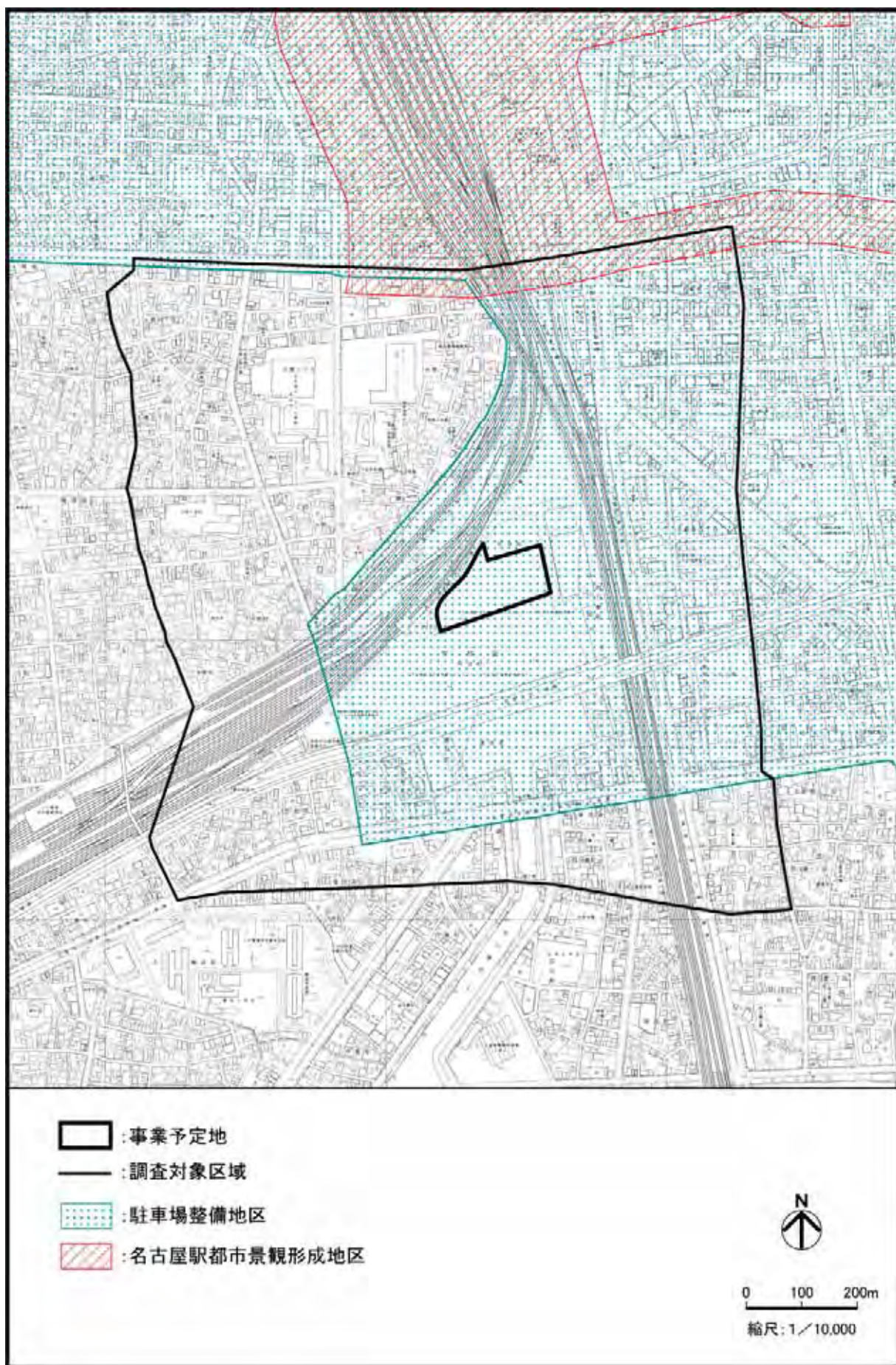


図 1-5-6 駐車場整備地区及び都市景観形成地区

周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、事業予定地北側では、JICA 中部建替工事が行われており、南側では、愛大の建設が計画されている。(資料 1 - 1 (資料編 p.1) 参照)

また、事業予定地西側では、椿町線が事業中となっている。(図 1-5-10 及び資料 1 - 1 (資料編 p.1) 参照)

(3) 水域利用

事業予定地南側の中川運河には、現在は親水施設や遊覧船等の利用はない。

また、揚水設備等設置事業場^{*)}は、調査対象区域内に 2 事業場あり、揚水(井戸)の深さは約 180m 及び 300m である。

^{*)}名古屋市環境局への聞き取り調査

(4) 交通

交通網の状況

鉄道については、図 1-5-8 に示すとおりである。調査対象区域は名古屋駅の南側に位置し、JR 東海、名鉄、近鉄及びあおなみ線が集中する地域である。事業予定地の西側には、あおなみ線のささしまライブ駅及び近鉄名古屋線の米野駅がある。

バス路線については、図 1-5-9 に示すとおりである。調査対象区域北側の名古屋駅地区には、名鉄バスターミナル及び名古屋ターミナルビルがあり、名鉄バス、三重交通バス、市バス及び JR 東海バスが集中する地域である。事業予定地の東側の山王線には、市バス及び名鉄バスが通っており、直近には、市バスのバス停がある。

主要な道路網については、図 1-5-10 に示すとおりである。調査対象区域には、都市高速道路の高速 1 号、主要県道の名古屋津島線及び名古屋長久手線、主要市道の山王線及び愛知名駅南線、一般市道の広井町線、岩塚牧野線、荒子町線、運河西線及び岩井町線が通っている。

出典)「中京圏鉄道網図」(愛知県,平成 20 年)

「市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ホームページ)

「名鉄バス路線図」(名鉄バス株式会社ホームページ)

「JR 東海バス路線図」(JR 東海バスホームページ)

「三重交通バス路線図」(三重交通ホームページ)

「名古屋市交通量図(平成 17 年度)」(名古屋市,平成 19 年)

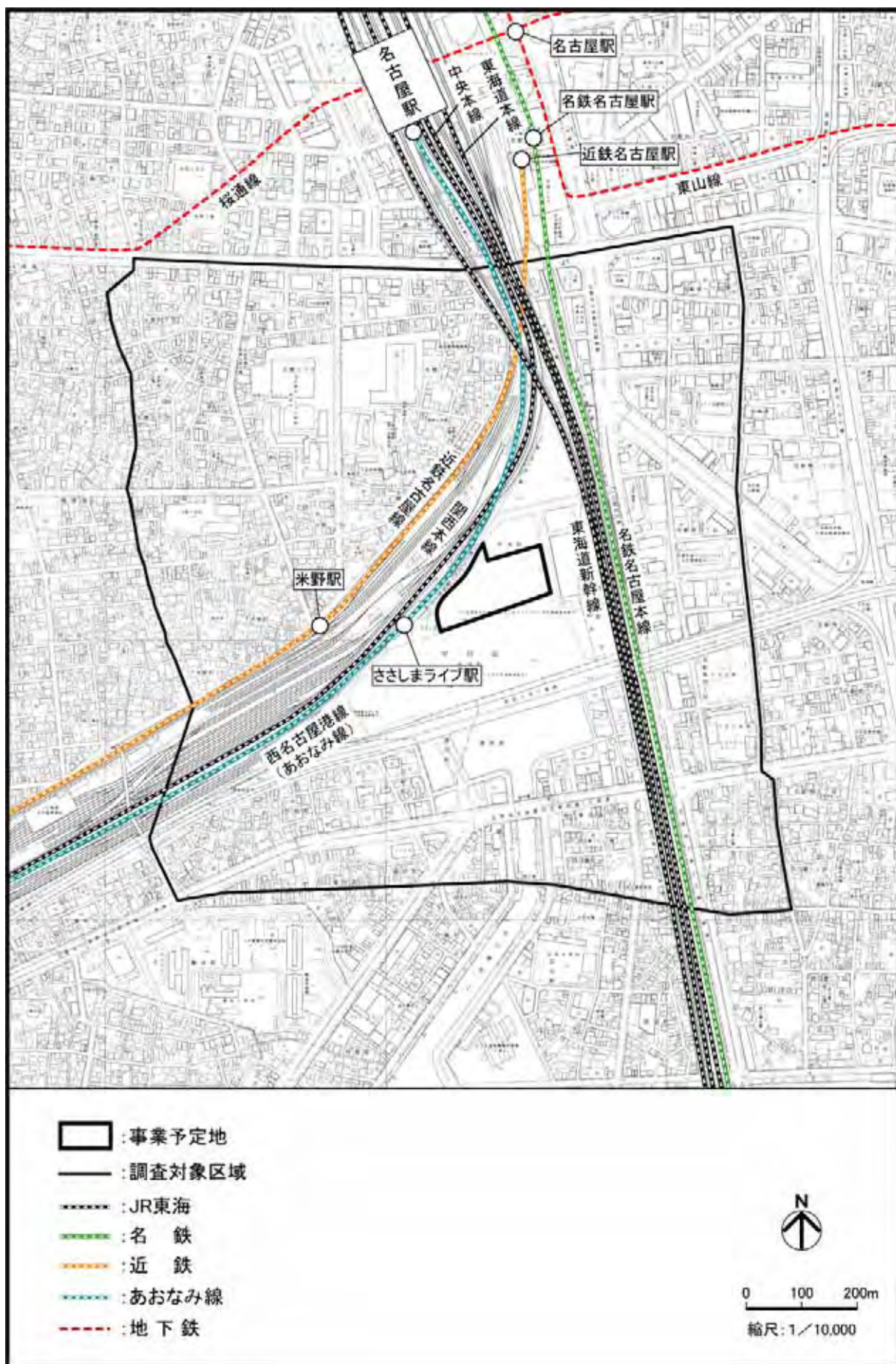


図 1-5-8 鉄道網図

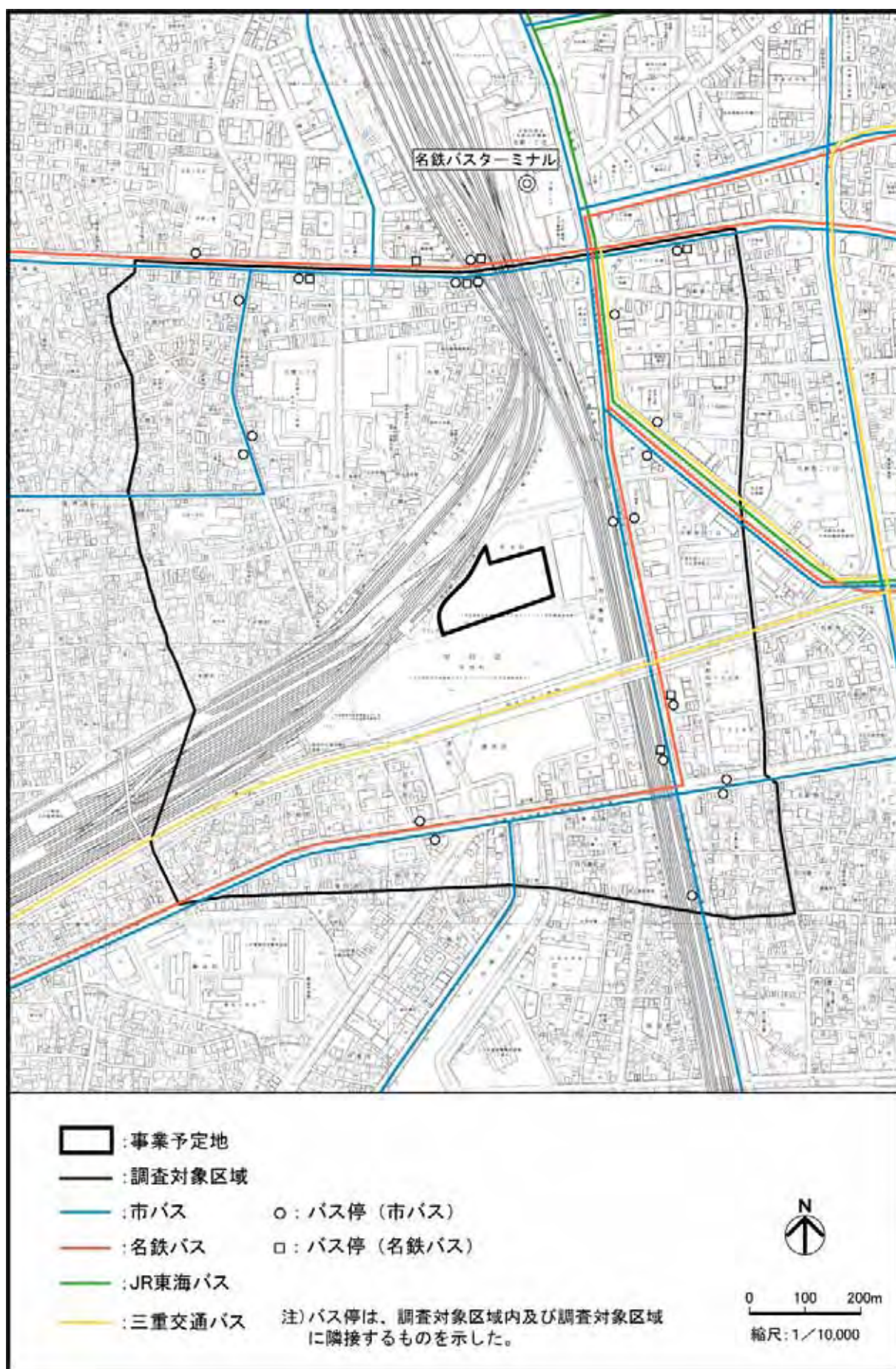


図 1-5-9 バス路線図

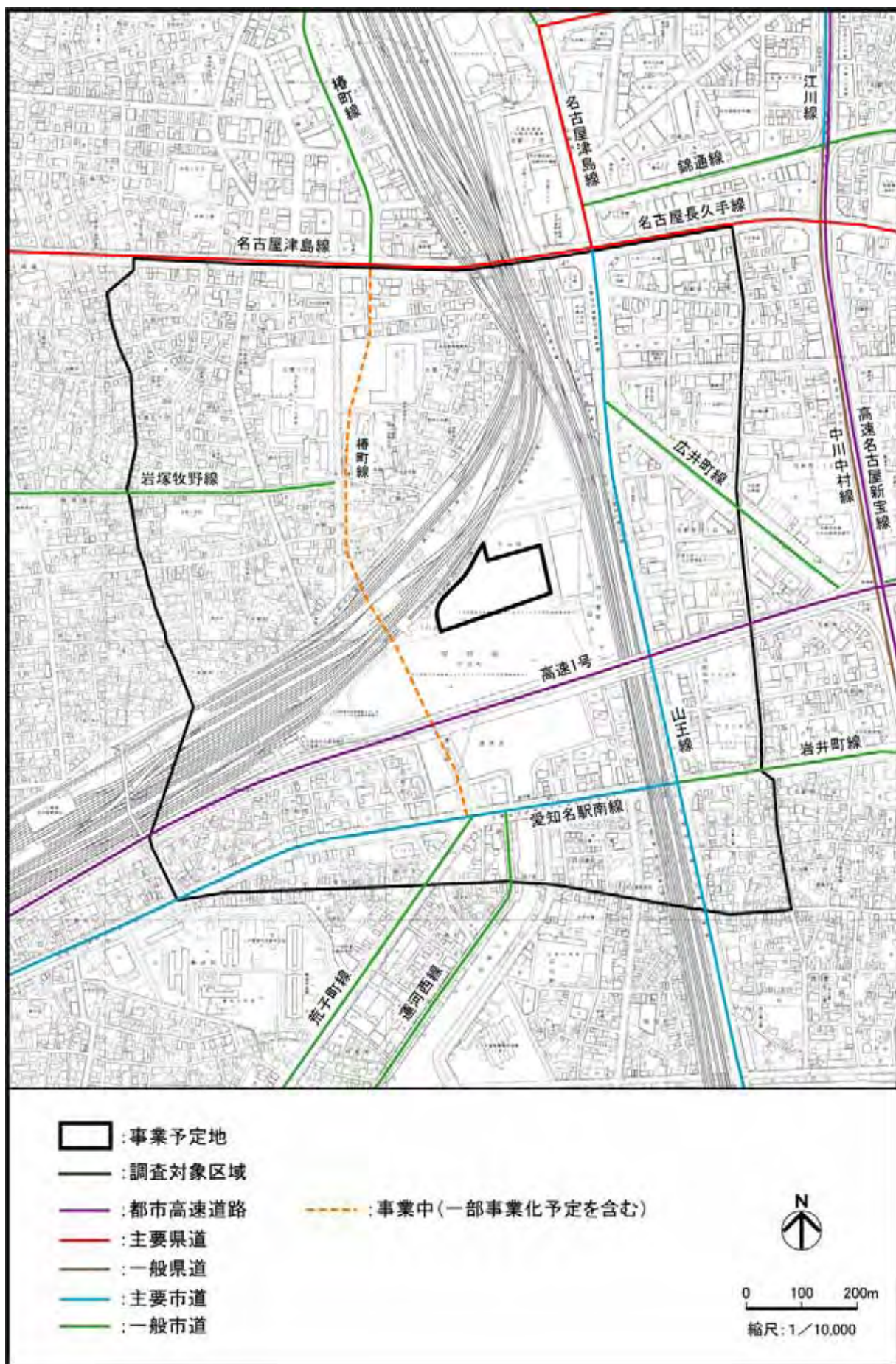


図 1-5-10 主要道路網図

道路交通状況

事業予定地周辺における 7 ～ 19 時の 12 時間自動車交通量（二輪車を除く）及び歩行者及び自転車交通量は表 1-5-4、図 1-5-11 及び図 1-5-12 に示すとおりである。

調査対象区域には、2 箇所の観測地点がある。自動車交通量は、山王線（№ 3）で平日約 17,000 台/12 時間、休日約 11,000 台/12 時間、広井町線（№ 7）で平日約 27,000 台/12 時間、休日約 16,000 台/12 時間となっている。歩行者交通量は、山王線（№ 3）で平日約 1,000 人/12 時間、休日約 630 人/12 時間、広井町線（№ 7）で平日約 1,900 人/12 時間、休日約 840 人/12 時間となっている。自転車交通量は、山王線（№ 3）で平日約 2,200 台/12 時間、休日約 2,200 台/12 時間、広井町線（№ 7）で平日約 2,000 台/12 時間、休日約 1,200 台/12 時間となっている。

調査対象区域周辺では、自動車交通量は、平日及び休日ともに、高速名古屋新宝線（№ 8）が最も多く、平日で約 43,000 台/12 時間、休日で約 27,000 台/12 時間となっている。都市高速道路以外では、平日及び休日ともに、愛知名駅南線（№ 4）及び中川中村線（№ 5）が多く、平日で約 29,000 ～ 30,000 台/12 時間、休日で約 22,000 ～ 23,000 台/12 時間となっている。歩行者交通量は、平日及び休日ともに、名古屋津島線（№ 1）が最も多く、平日で約 33,000 人/12 時間、休日で約 46,000 人/12 時間となっている。自転車交通量は、平日及び休日ともに、名古屋津島線（№ 2）が最も多く、平日で約 3,900 台/12 時間、休日で約 3,300 台/12 時間となっている。

出典）「平成 17 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市，平成 19 年）

表 1-5-4 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	№	路 線 名	観測地点	12時間交通量		
				自動車(台)	歩行者(人)	自転車(台)
主要県道		名古屋津島線	中村区名駅1丁目	27,177 (20,733)	33,213 (45,898)	1,762 (1,347)
			中村区太閤通3丁目	19,915 (17,691)	1,950 (1,248)	3,893 (3,340)
主要市道		山王線	中村区名駅南4丁目	16,643 (10,638)	1,010 (628)	2,248 (2,201)
		愛知名駅南線	中川区豊成町	29,618 (23,050)	467 (460)	944 (1,084)
一般県道		中川中村線	中村区名駅南1丁目	29,085 (22,011)	2,782 (1,581)	2,871 (2,521)
一般市道		椿町線	中村区椿町	16,561 (13,068)	11,469 (9,923)	1,965 (1,759)
		広井町線	中村区名駅南4丁目	27,015 (16,480)	1,905 (840)	1,957 (1,202)
都市高速道路		高速名古屋新宝線	中村区名駅南1丁目	42,738 (26,824)	-	-

注) 12時間交通量のうち、上段は平日、下段()内は休日を示す。

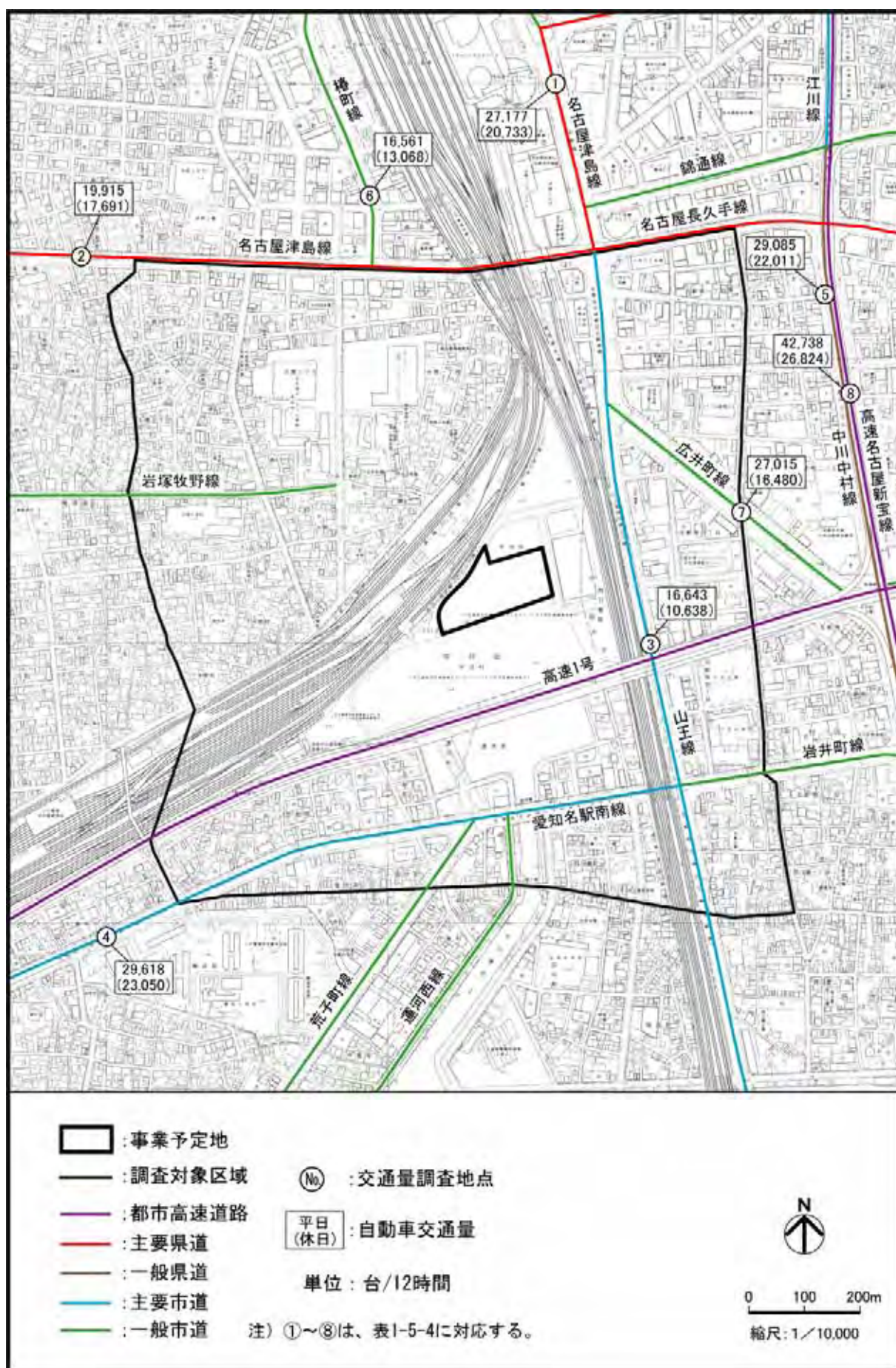


図 1-5-11 自動車断面交通量

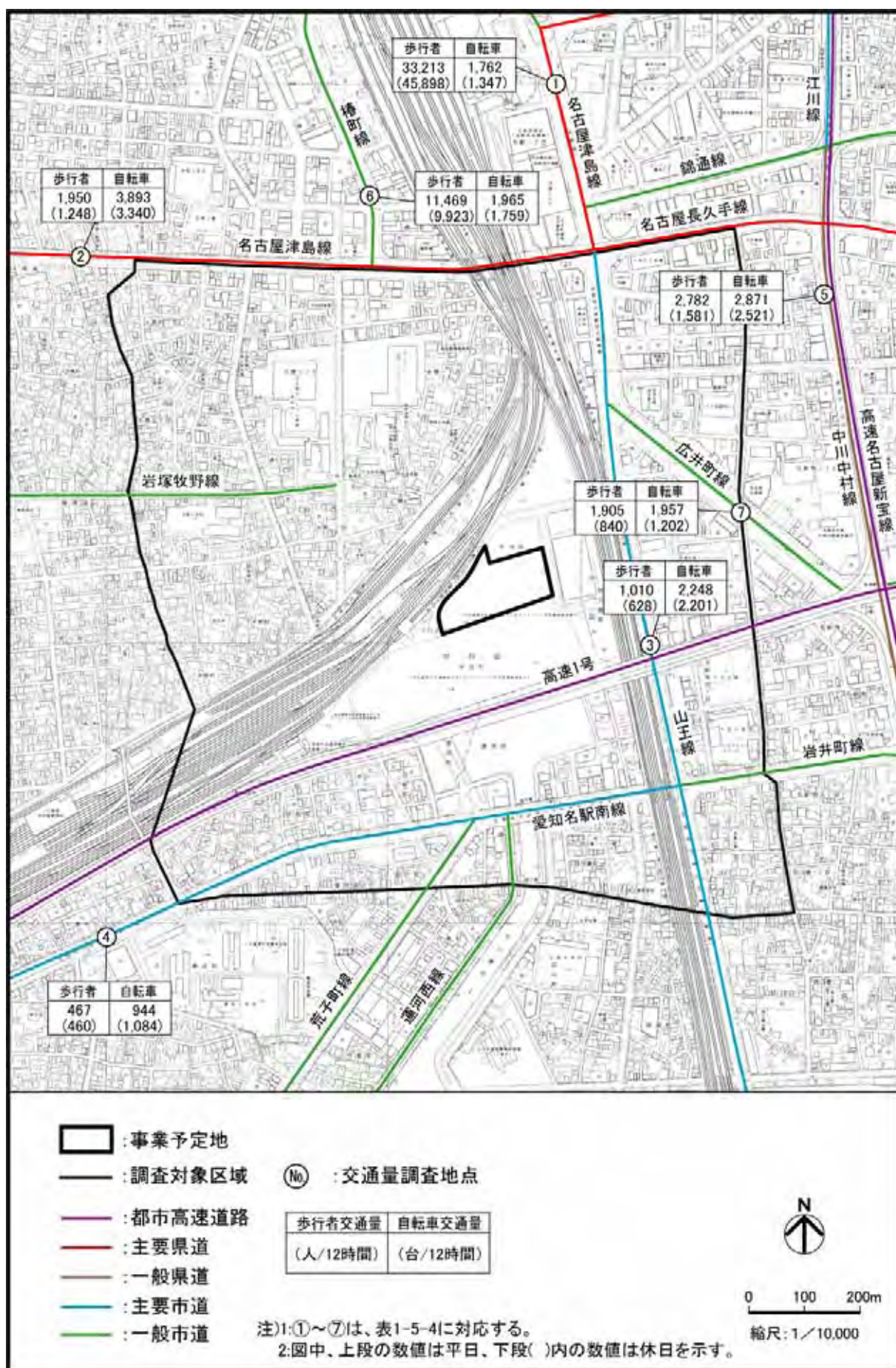


図 1-5-12 歩行者及び自転車断面交通量

公共交通機関の利用状況

事業予定地西側に位置するあおなみ線ささしまライブ駅及び近鉄名古屋線米野駅の平成18年度における乗車人員は、ささしまライブ駅で194,865人、米野駅で115,439人である。

出典)「平成19年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市,平成20年)

(5) 地域社会等

公共施設等

調査対象区域には、図1-5-13に示すとおり、中学校が1箇所、小学校が2箇所あるほか、専修・各種学校が数箇所ある。その他には、病院が1箇所、保育所が1箇所あるほか、福祉関係施設、集会施設及びどんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。

また、調査対象区域には、図1-5-14に示すとおり、都市計画公園が1箇所ある。

出典)「学区別生活環境調査報告書」(名古屋市,平成10年)

「病院名簿」(愛知県,平成20年)

「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)

「福祉施設等一覧」(愛知県ホームページ)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・中川区」(株式会社ゼンリン,2008年)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

文化財等

調査対象区域には、国指定、愛知県指定、名古屋市指定及び名古屋市文化財調査委員会選定の文化財等は存在しない。

出典)「名古屋の史跡と文化財」(名古屋市,平成10年)

下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は100.0%(平成19年3月31日現在)、公共下水道の人口普及率^{注)}は98.4%(平成19年3月31日現在)となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典)「平成19年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市,平成20年)

注)(人口普及率)=(処理区域内人口)÷(行政区域内人口)×100

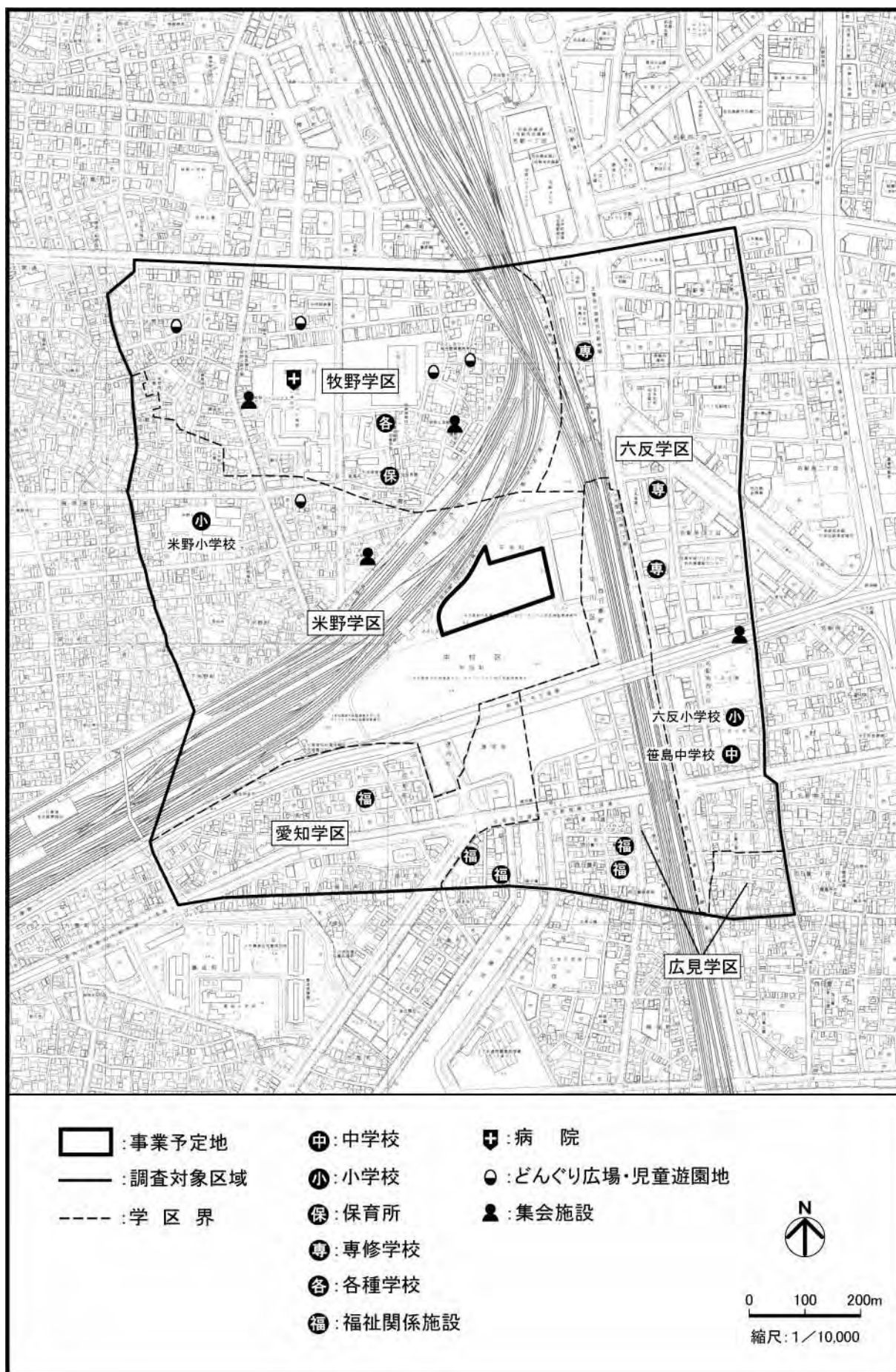


図 1-5-13 公共施設等位置図

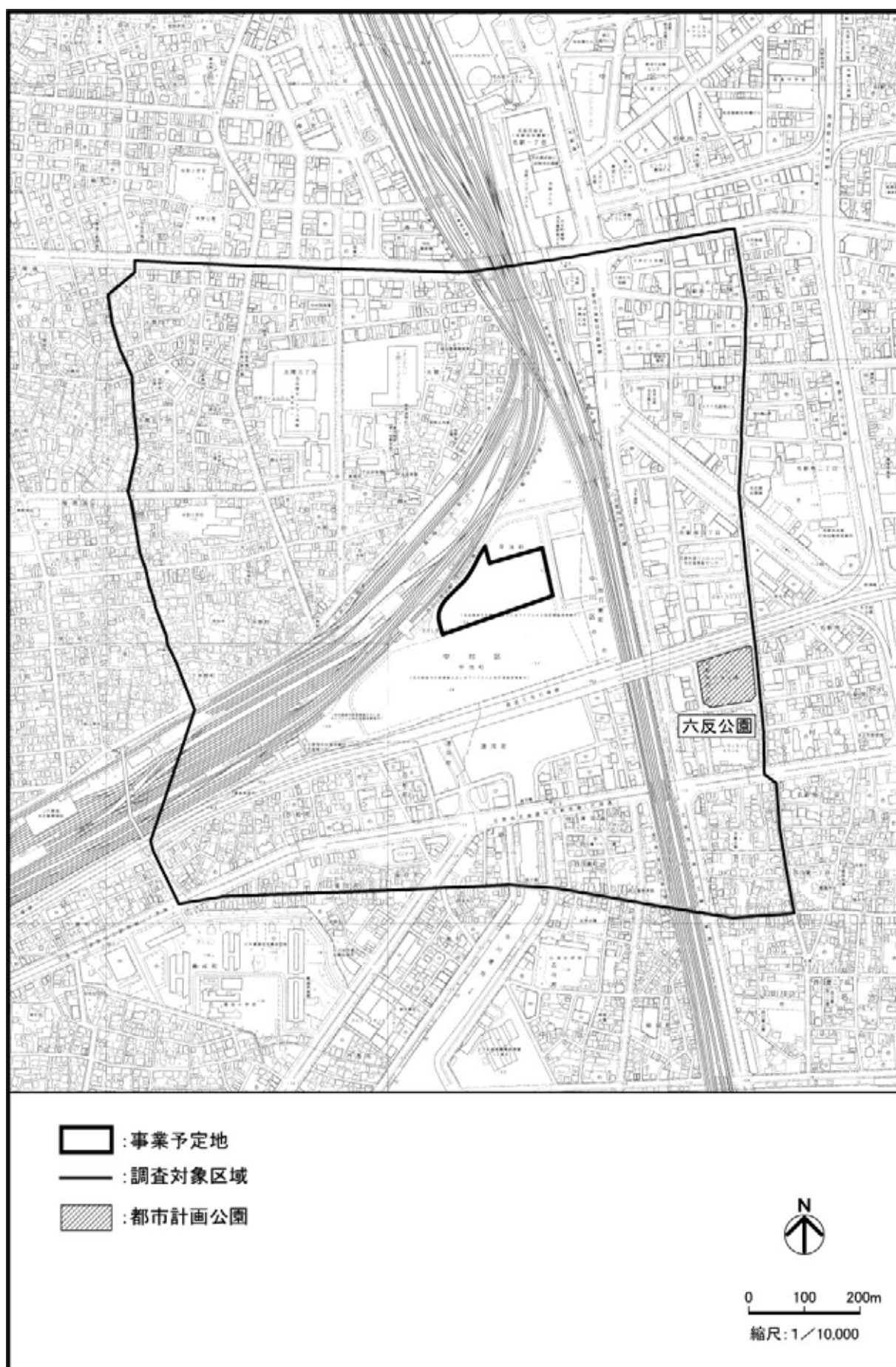


図 1-5-14 都市計画公園位置図

廃棄物等

名古屋市における平成 18 年度のごみ収集搬入量は 722,995 トンで、前年度と比べ約 0.4%増加している。

平成 17 年度に名古屋市が収集したごみ収集量は、表 1-5-5 に示すとおりである。

中村区及び中川区のごみ収集量の構成は、名古屋市と比べると、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、ほぼ同じ傾向を示しているが、環境美化収集（町美運動により集められたごみ等の収集）については、中村区の割合が 2 倍程度高くなっている。

また、中村区及び中川区の資源収集の割合は、名古屋市と比べると両区とも低くなっている。

出典)「事業概要（平成 18 年度資料編）」(名古屋市，平成 18 年)
「ごみ量の推移」(名古屋市ホームページ)

表 1-5-5 ごみ収集量（平成 17 年度） 単位:トン

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源収集	環境美化収集	合 計
名古屋市	383,618 (70.5%)	61,411 (11.3%)	9,995 (1.8%)	86,085 (15.8%)	2,996 (0.6%)	544,105 (100.0%)
中村区	25,936 (73.0%)	4,074 (11.5%)	549 (1.5%)	4,512 (12.7%)	472 (1.3%)	35,543 (100.0%)
中川区	37,458 (71.0%)	6,232 (11.8%)	858 (1.6%)	7,740 (14.7%)	439 (0.8%)	52,727 (100.0%)

(6) 関係法令の指定・規制等

公害関係法令

ア 環境基準等

(ア) 大気汚染

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。(資料 2 - 1 (資料編 p.52) 参照)

(イ) 騒 音

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。(資料 2 - 2 (資料編 p.53) 参照)

(ウ) 水質汚濁

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。(資料 2 - 3 (資料編 p.54) 参照)

(I) 土壌汚染

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。(資料 2 - 4 (資料編 p.61) 参照)

(オ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。(資料 2 - 5 (資料編 p.62) 参照)

イ 規制基準等

(ア) 大気質

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。(資料 2 - 6 (資料編 p.63) 参照)

(イ) 騒音

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。(資料 2 - 7 (資料編 p.67) 参照)

(ロ) 振動

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。(資料 2 - 8 (資料編 p.71) 参照)

(ハ) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づき特定事業場からの排水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年愛知県条例第4号)で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。また、揚水機の吐出口の断面積が78cm²を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合には、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告しなければならない。(資料2-9(資料編p.74)参照)

なお、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び中川区は、同法に基づく規制はなされていない。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地(3,000 m²以上)の改変時には、当該土地における過去の特定制有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成16年6月に制定された「景観法」(平成16年法律第110号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成19年3月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には、「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

(コ) 日 照

調査対象区域内における事業予定地北側の用途地域は、第二種住居地域、準工業地域及び商業地域であり、「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)による日影の規制地域に該当する地域がある。(資料 2 - 10 (資料編 p.75) 参照)

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(サ) 緑 化

「緑のまちづくり条例」(平成 17 年名古屋市条例第 39 号)に基づき、商業地域については、敷地面積 500 m²以上の施設の新築または増築において、敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。また、「都市計画ささしまライブ 24 地区計画」において、敷地面積の概ね 10 分の 2 の緑化が求められている。(資料 2 - 11 (資料編 p.79) 参照)

(シ) 地球温暖化

ア) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 15 年名古屋市告示 557 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、2,000 m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

イ) 地球温暖化対策指針

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、または管理している者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。なお、地球温暖化対策計画書の作成は、「地球温暖化対策指針」(平成 16 年名古屋市告示 11 号)に基づくものとする。

廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成 4 年名古屋市条例第 46 号)により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアル - 建設廃棄物処理ガイドライン改訂版 - 」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター,平成 13 年)により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェスト(集荷目録)を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年愛知県条例第 7 号)に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)に基づく災害危険区域の指定はない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図1-5-15に示すとおり、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。

(7) 環境保全に関する計画等

愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、愛知地域公害防止計画を平成18年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ9市が含まれている。

愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」(平成7年条例第1号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する愛知県環境基本計画を平成9年8月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成14年9月に第2次として、平成20年3月に第3次として改訂されている。

名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための名古屋市環境基本計画を、平成11年8月に策定している。本計画は、その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを進め、平成18年7月に第2次環境基本計画が策定され、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取組むまちづくりをめざし、計画の期間は平成22年度としている。

第2次名古屋市環境基本計画の目標は、表1-5-6に示すとおりである。

表1-5-6 第2次名古屋市環境基本計画の目標

総合目標	個別目標	施策の方向
ともに創る 「環境首都なごや」	健康で安全な都市	・健康で安全な生活環境の確保 ・環境リスクの低減
	循環する都市	・廃棄物対策 ・交通・物流対策 ・健全な水の循環
	人と自然が共生する快適な都市	・快適なまちなみ ・自然とのふれあい ・自然環境保全と災害対策
	地球環境保全に貢献する都市	・地球温暖化防止 ・地球環境問題への取組

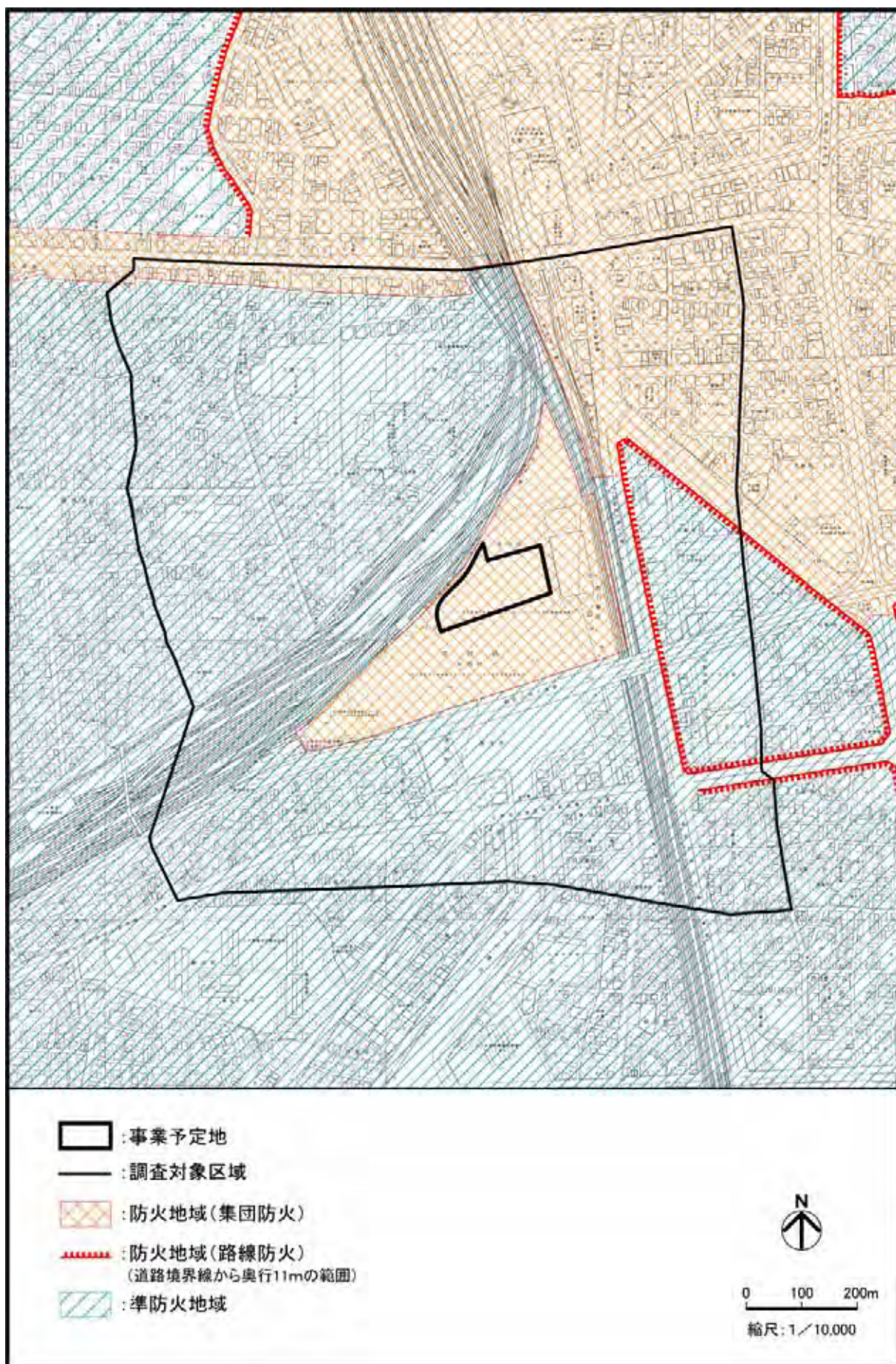


図 1-5-15 防火地域及び準防火地域指定状況図

名古屋市地球温暖化防止行動計画

名古屋市は、平成 9 年 11 月に開催された「気候変動名古屋国際会議」に向けて、二酸化炭素総排出量を平成 22 年（2010 年）までに平成 2 年（1990 年）の水準から 10%削減することに努めるという独自の目標を掲げた。また、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス 6 物質については、平成 13 年 3 月に具体的な行動計画として「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成 18 年 7 月に改定を行い、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定している。ポイントは、「削減目標量を市民・事業者の主体別に提示」、「市の施策による行動促進の削減目標の明確化」、「6 つの重点施策の設定」等である。行動計画の削減目標は、下記に示すとおりである。

- ・名古屋市では、2010 年（平成 22 年）までに、市域内の二酸化炭素排出量を 1990 年（平成 2 年）を基準として 10%削減する。
- ・二酸化炭素を含む温室効果ガス全体の排出量についても、2010 年までに、1990 年を基準として 10%削減する。

ただし、HFC、PFC、SF₆については、基準年を 1995 年（平成 7 年）とする。

なごや水の環（わ）復活プラン

名古屋市では、豊かな水の環（わ）がささえる「環境首都なごや」の実現を理念として、「水循環機能の回復、人にも生き物にもやさしい水辺や緑がある街づくり、パートナーシップによる水の環の復活」の 3 つの基本方針を掲げ、「豊かな地下水・湧水をとりもどす、魅力ある水辺環境をつくる、水と緑のネットワークをつくる、みんなで水の環の回復にとりくむ」を 4 つの取り組みの柱として対策を進めている。

ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

5-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

地形・地質

ア 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 1-5-16 に示すとおり、台地・丘陵、低地、その他（河川、人工改変地等）の地形に区分される。

調査対象区域は、これらのうち低地に分類される。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

イ 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 1-5-17 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熱田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

これらのうち、調査対象区域の大部分は現河床堆積物からなっており、その中に一部島状に自然堤防堆積物がみられる。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

地 盤

調査対象区域には、名古屋市の水準点が 2 箇所及び名古屋港管理組合の水準点が 1 箇所ある。

平成 19 年度の測量結果では、沈下している地点はない。

出典）「平成 19 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」（東海三県地盤沈下調査会，平成 20 年）

土壌汚染

事業予定地は、名古屋市ささしまライブ 24 総合整備事務所が、開発提案協議の実施及び土地処分に先立ち、自主的に土壌調査を実施しており、この結果、一部の箇所において、溶出量基準を上回る砒素及びその化合物の存在が報告されている。（報告されている調査の概要は、資料 7 - 1（資料編 p.242）参照）

出典）「ささしまライブ 24 地区土壌等調査委託 土壌調査報告書（敷地 A）」
（名古屋市ささしまライブ 24 総合整備事務所，平成 19 年）
「ささしまライブ 24 地区土壌等詳細調査委託 土壌調査報告書（敷地 A）」
（名古屋市ささしまライブ 24 総合整備事務所，平成 19 年）

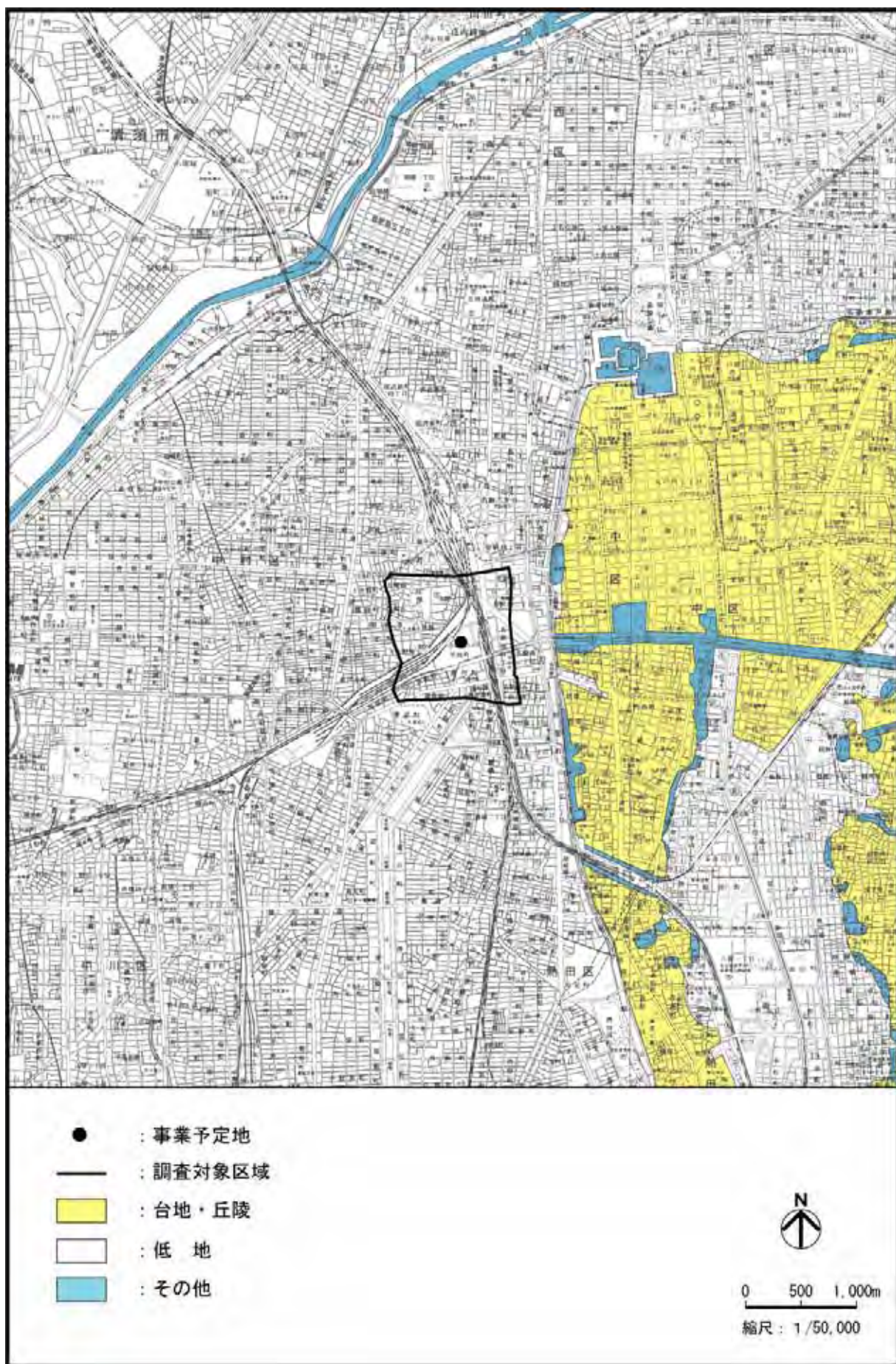


図 1-5-16 地形図

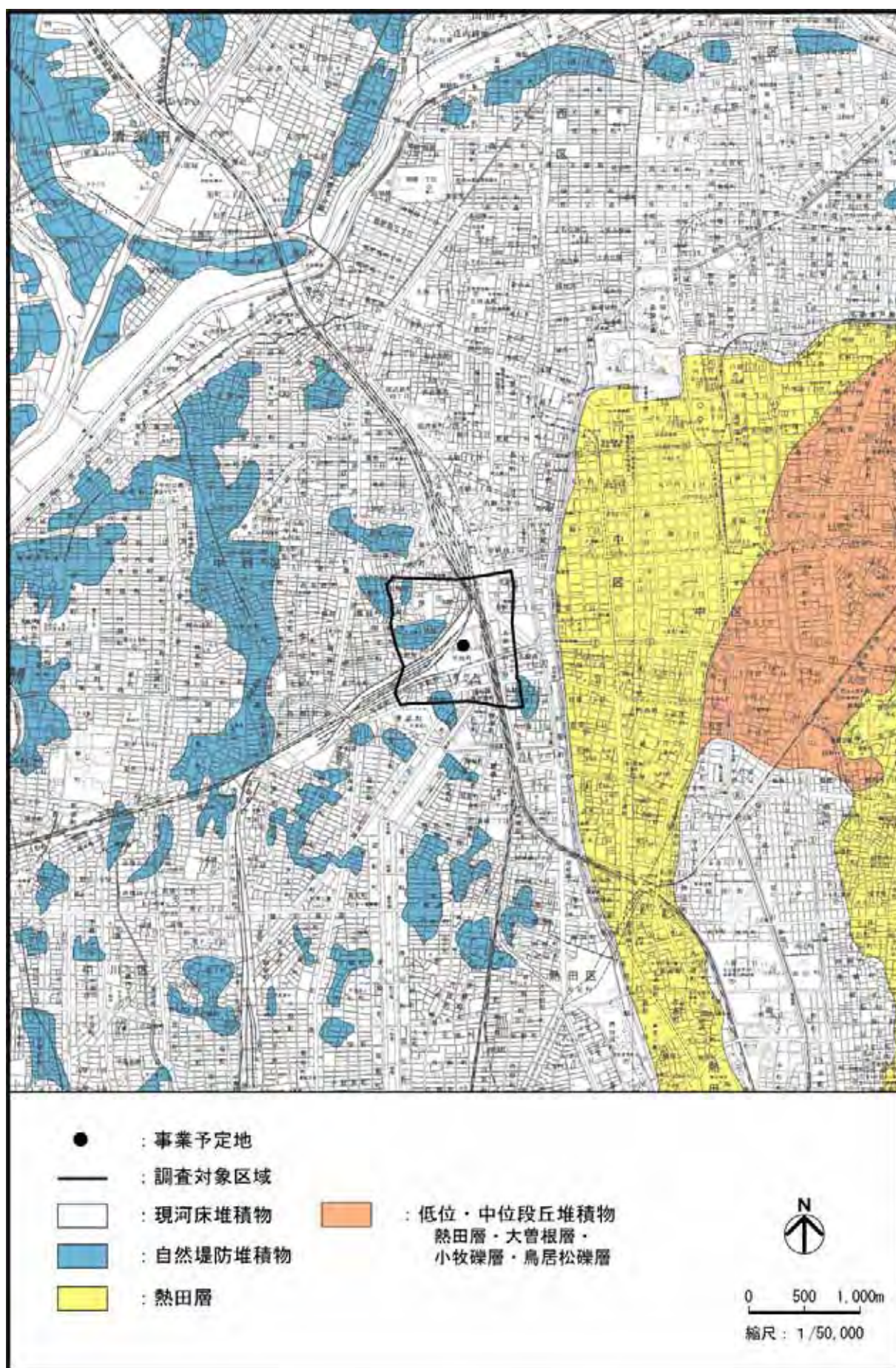


図 1-5-17 表層地質図

(2) 水環境の状況

水 象

調査対象区域の南側には、中川運河の北端となる船溜がある。中川運河は、この船溜から名古屋港に至る全長約 8.4 km の運河である。

出典)「名古屋市河川図」(名古屋市, 平成 13 年)

水 質

平成 19 年度に調査対象区域内の中川運河(船溜)で行った測定結果によると、pH、DO 及び BOD の 3 項目とも環境基準並びに環境目標値を満足している。

出典)「平成 19 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市, 平成 20 年)

底 質

平成 16 年度に中川運河の東海橋で行った測定結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀は基準値を上回っていない。また、暫定除去基準が定められている PCB については、調査は行われていない。

なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典)「平成 17 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 17 年)

地下水

平成 15～19 年度に実施した中村区及び中川区における地下水調査結果によると、表 1-5-7 に示すとおり、中村区では、過去 5 年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合しているが、中川区では、過去 5 年間毎年、揮発性有機塩素化合物等で環境基準に適合していない地点がある。

なお、調査対象区域には地下水の測定地点はない。

出典)「平成 15～19 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」
(名古屋市, 平成 16～20 年)

表 1-5-7 地下水調査結果における環境基準適合状況

年 度	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
区 別	中村区	中川区	中村区	中川区	中村区	中川区	中村区	中川区	中村区	中川区
調査地点数	4	4	4	7	4	5	4	6	5	16
環境基準不適合地点数	0	1	0	3	0	4	0	5	0	7

(3) 大気環境の状況

気 象

名古屋地方気象台における過去5年間（平成15～19年度）の年間平均気温は16.2、年平均降水量は1,511mmである。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局である中村保健所、テレビ塔、中川保健所及び八幡中学校における過去5年間（平成15～19年度）の風向・風速の測定結果は、表1-5-8に示すとおりである。

年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が北西、テレビ塔が北（75m）及び北北西（139m）、中川保健所が北西、八幡中学校が北北西となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。

年間の平均風速は、名古屋地方気象台が3.0m/s、中村保健所が2.4m/s、テレビ塔が2.1m/s（75m）及び3.8m/s（139m）、中川保健所が2.4m/s、八幡中学校が2.6m/sとなっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典）「平成15～19年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成16～20年）

表1-5-8 月別最多風向及び平均風速（平成15～19年度）

単位：風速（m/s）

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
名古屋地方 気 象 台	最多風向	NNW	NNW	NNW	NNW	SSE	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	
	平均風速	3.2	3.4	3.5	3.4	3.2	2.7	2.7	2.9	2.8	2.6	2.5	2.9	3.0	
大気汚染常時監視測定局	中村保健所	最多風向	NW	WNW	NW	NW	SE NW	SE WNW	WNW	SSE	WNW NW	NNW	N	NW	NW
		平均風速	2.5	2.7	2.8	2.7	2.6	2.2	2.4	2.4	2.4	2.1	2.0	2.3	2.4
	テレビ塔 (75m)	最多風向	NNE	N	N	N NNW	N	SSW	NW	SSW	N	NNE	NNE	NW	N
		平均風速	2.7	2.8	2.6	2.3	1.9	1.6	1.8	1.6	1.8	2.1	2.1	2.4	2.1
	テレビ塔 (139m)	最多風向	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	SSE	NNW	SE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
		平均風速	4.4	4.6	4.6	4.3	3.9	3.1	3.3	3.4	3.5	3.3	3.3	4.0	3.8
	中川保健所	最多風向	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW	SSE	NNW	NNW	NNW	NW	NW
		平均風速	2.4	2.6	2.7	2.7	2.6	2.2	2.3	2.5	2.4	2.2	2.0	2.2	2.4
	八幡中学校	最多風向	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NW NNW	NNW	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
		平均風速	2.6	2.8	2.9	2.9	2.8	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.1	2.4	2.6

大気質

調査対象区域に大気汚染常時監視測定局はない。最寄りには、一般環境大気測定局である中村保健所、中川保健所及び八幡中学校、自動車排出ガス測定局であるテレビ塔、名古屋三越^{注）}、松蔭高校及び菱信ビル^{注）}がある。

これらの測定局の位置は、図1-5-18に示すとおりである。

出典）「平成11～19年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成13～20年）

注）名古屋三越及び菱信ビル測定局は、現在廃止されている。

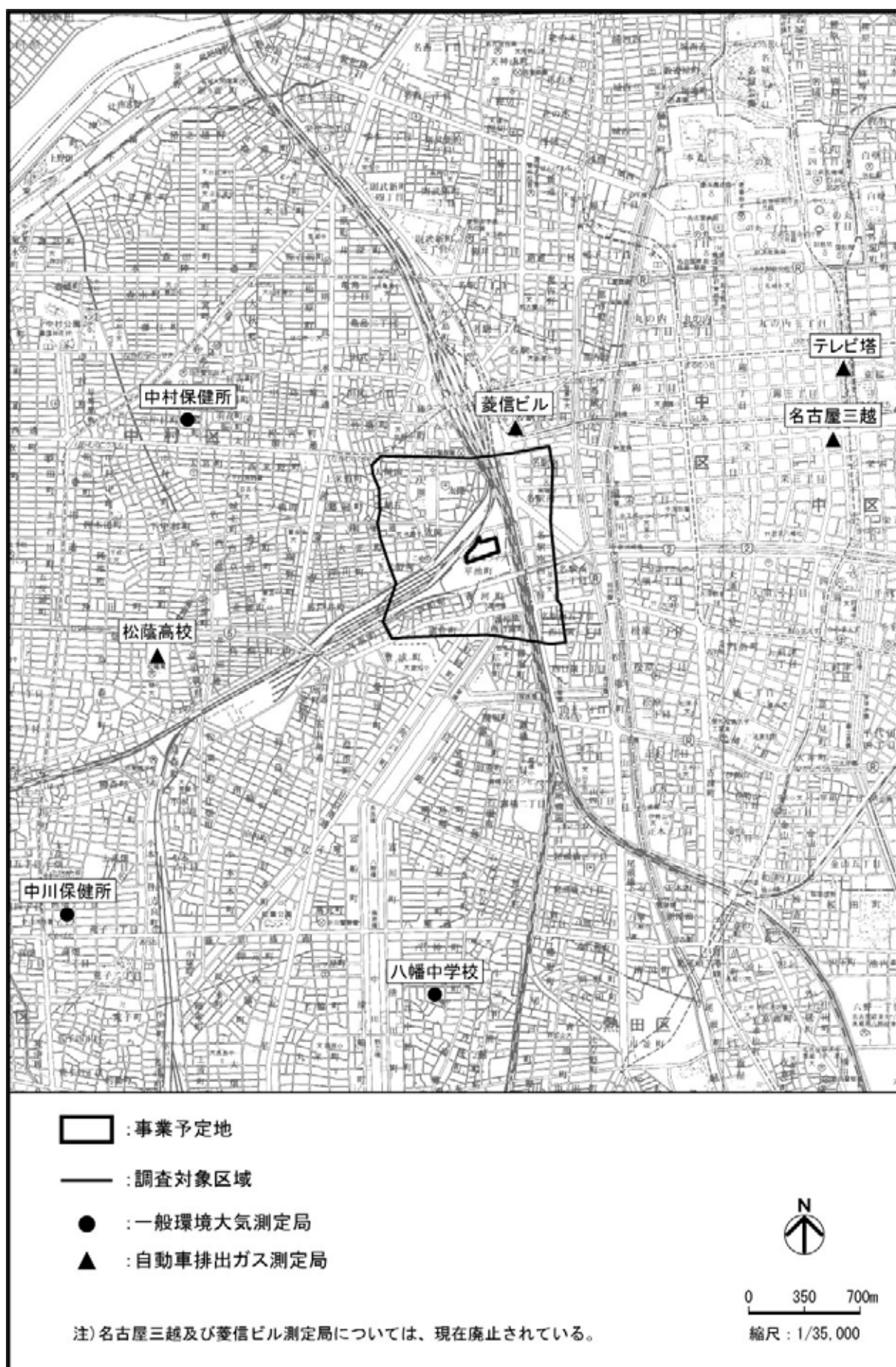


図 1-5-18 大気汚染常時監視測定局位置図

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 19 年度における測定結果は、表 1-5-9 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 1-5-9 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合		日平均値0.04ppm を超えた日数とそ の割合				
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
テレビ塔	平成19年度	0.005	0	0.0	0	0.0	0.035	0.009	○
中川保健所		0.003	0	0.0	0	0.0	0.035	0.008	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

イ 一酸化炭素

一酸化炭素の過年度における測定結果は、表 1-5-10 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

なお、3 測定局ともに、現在一酸化炭素の測定はなされていない。

表 1-5-10 一酸化炭素測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			8時間値が20ppm を超えた回数とそ の割合		日平均値10ppmを を超えた日数とその 割合				
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
名古屋三越	平成13年度	0.8	0	0.0	0	0.0	4.4	1.3	○
松蔭高校	平成14年度	0.7	0	0.0	0	0.0	3.9	1.4	○
菱信ビル	平成11年度	1.3	0	0.0	0	0.0	5.8	2.3	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成19年度における測定結果は、表1-5-11に示すとおりである。八幡中学校で環境基準を達成していないが、それ以外の測定局は環境基準を達成している。

表 1-5-11 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達成 ×:非達成
			1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日 数とその割合				
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
中村保健所	平成19年度	0.032	11	0.1	1	0.3	0.323	0.076	○
テレビ塔		0.033	10	0.1	1	0.3	0.306	0.071	○
松蔭高校		0.032	14	0.2	1	0.3	0.364	0.076	○
中川保健所		0.037	12	0.1	2	0.6	0.334	0.080	○
八幡中学校		0.033	8	0.1	3	0.9	0.232	0.086	×

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

エ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成19年度における測定結果は、表1-5-12に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 1-5-12 光化学オキシダント測定結果

測定局	測定年度	昼間の 1時間値の 年平均値	環境基準との対比		昼間の 1時間値 の最高値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
		(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	
テレビ塔	平成19年度	0.029	394	7.3	0.124	×
八幡中学校		0.028	175	3.2	0.089	×

注)1:環境基準は、「1時間値0.06ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし5時～20時の昼間時間帯について評価する。」である。

オ 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 19 年度における測定結果は、表 1-5-13 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 1-5-13 二酸化窒素測定結果

測定局	測定年度	年平均値 (ppm)	環境基準との対比 日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			(時間)	(%)			
中村保健所	平成19年度	0.020	0	0.0	0.062	0.037	○
テレビ塔		0.024	0	0.0	0.077	0.042	○
松蔭高校		0.024	0	0.0	0.066	0.041	○
中川保健所		0.021	0	0.0	0.073	0.038	○
八幡中学校		0.021	0	0.0	0.067	0.039	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

カ ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内 5 地点（中川区・港区・南区・東区・北区）における平成 19 年度の年平均値は、ベンゼンが $1.4 \sim 1.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが $0.77 \sim 2.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.15 \sim 0.69 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが $2.4 \sim 5.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

キ ダイオキシン類

市内 6 地点（北区・中川区・港区・南区・守山区・緑区）における平成 19 年度の年平均値は $0.036 \sim 0.057 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

騒 音

ア 環境騒音

調査対象区域における平成 16 年度の環境騒音調査地点は図 1-5-19 に、調査結果は表 1-5-14 に示すとおりである。これによると名駅南一丁目の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、昼間 60dB、夜間 53dB であり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 1-5-20 に示すとおりであり、自動車騒音が 67.7%と最も大きく、工場騒音の 7.5%、建設騒音の 2.7%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 16 年度）」（名古屋市，平成 17 年）

表 1-5-14 環境騒音調査結果

単位: dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
名駅南一丁目	商業地域	60	53	60以下	50以下

注)昼間は6～22時、夜間は22～6時である。

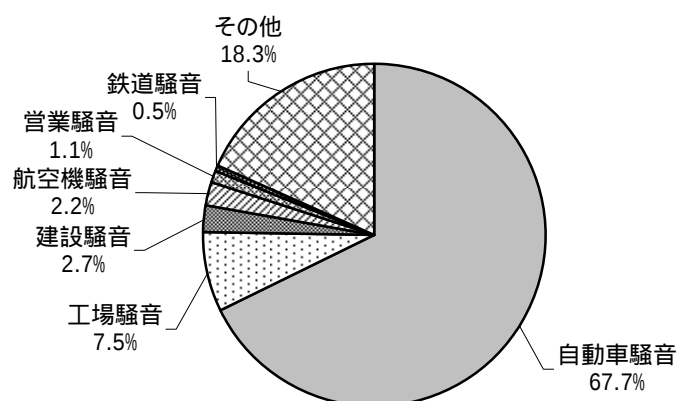


図 1-5-20 環境騒音の主な寄与音源

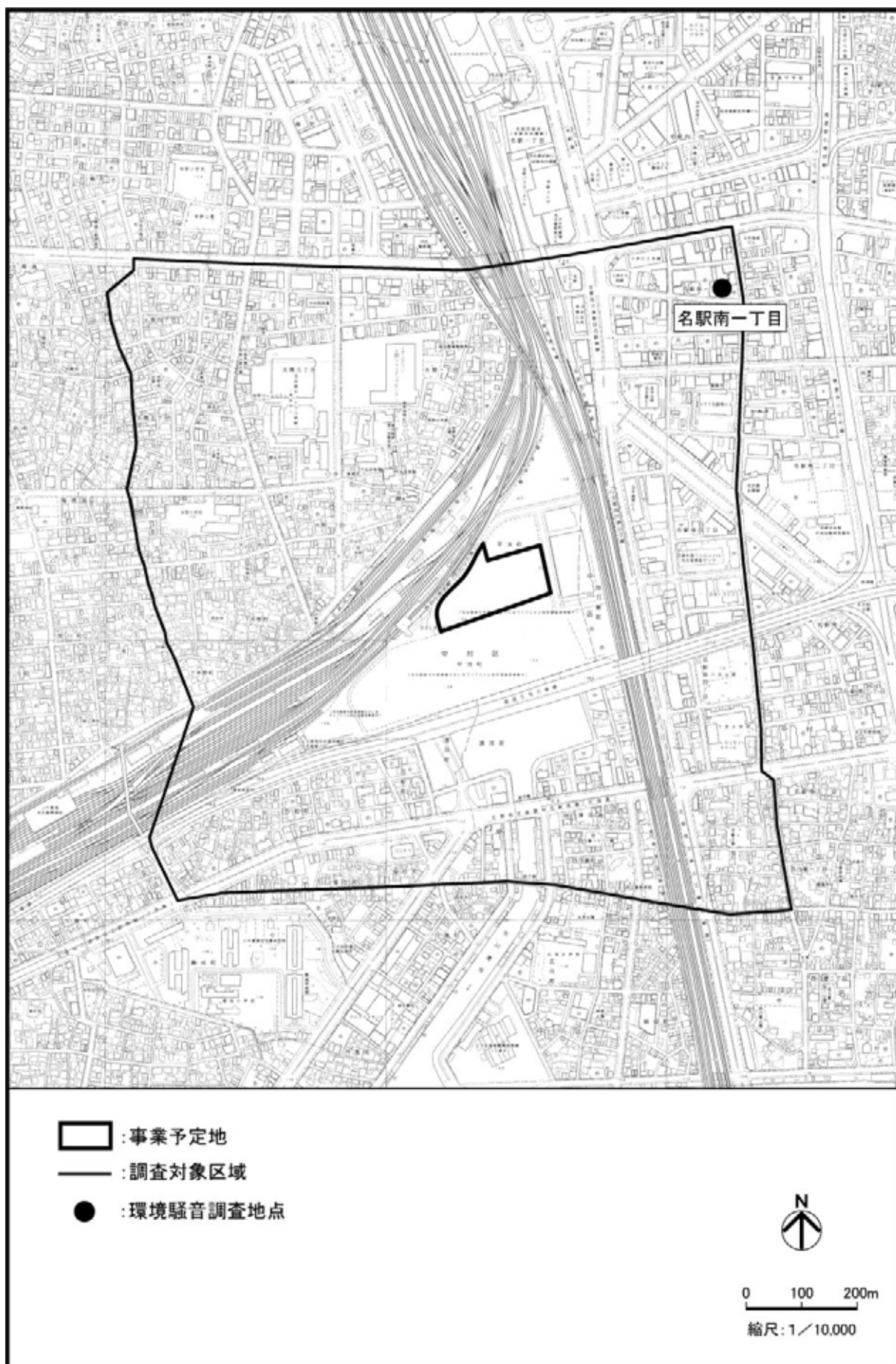


図 1-5-19 環境騒音調査地点

イ 道路交通騒音

調査対象区域周辺における平成 15 年度の道路交通騒音調査路線は図 1-5-21 に、調査結果は表 1-5-15 に示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は 66 ～ 69dB、夜間は 59 ～ 66dB の範囲にある。

なお、調査対象区域には道路交通騒音の測定地点はない。

また、調査対象区域における道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は、表 1-5-16 に示すとおりであり、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、県道名古屋津島線が 82%、市道山王線が 97%、市道愛知名駅南線及び市道椿町線が 100%、市道荒子町線が 98%である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 15 年度)」(名古屋市,平成 17 年)
「平成 20 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市,平成 20 年)

表 1-5-15 道路交通騒音調査結果

路 線 名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)		交 通 量 (台)		大型車 混入率
		昼 間	夜 間	小型車	大型車	
県道名古屋津島線	中村区竹橋町	69	66	308	38	11%
市道山王線	中川区山王一丁目	66	59	171	18	10%
市道愛知名駅南線	中川区福住町	69	65	363	31	8%
市道椿町線	中村区椿町	67	62	239	17	7%
市道荒子町線	中川区愛知町	67	62	149	33	18%

注)1:昼間は6～22時、夜間は22～6時である。
2:交通量は、昼間10分間における台数である。

表 1-5-16 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

評価対象路線名	測定区間の住所		評価対象 住 居 等 (戸)	面的評価結果				
	始 点	終 点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
県道名古屋津島線	中村区 名駅南一丁目	中村区 太閤通	486	398	66	0	22	82%
市道山王線	中村区 名駅二丁目	中川区 山王三丁目	478	464	0	5	9	97%
市道愛知名駅南線	中川区 九重町	中川区 西日置町	570	568	1	0	1	100%
市道椿町線	中村区 亀島一丁目	中村区 椿町	131	131	0	0	0	100%
市道荒子町線	中川区 福住町	中川区 四女子町	483	474	5	0	4	98%

注)面的評価結果は以下のとおりである。
・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
・達成戸数(昼間) : 昼間のみ "
・達成戸数(夜間) : 夜間のみ "
・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

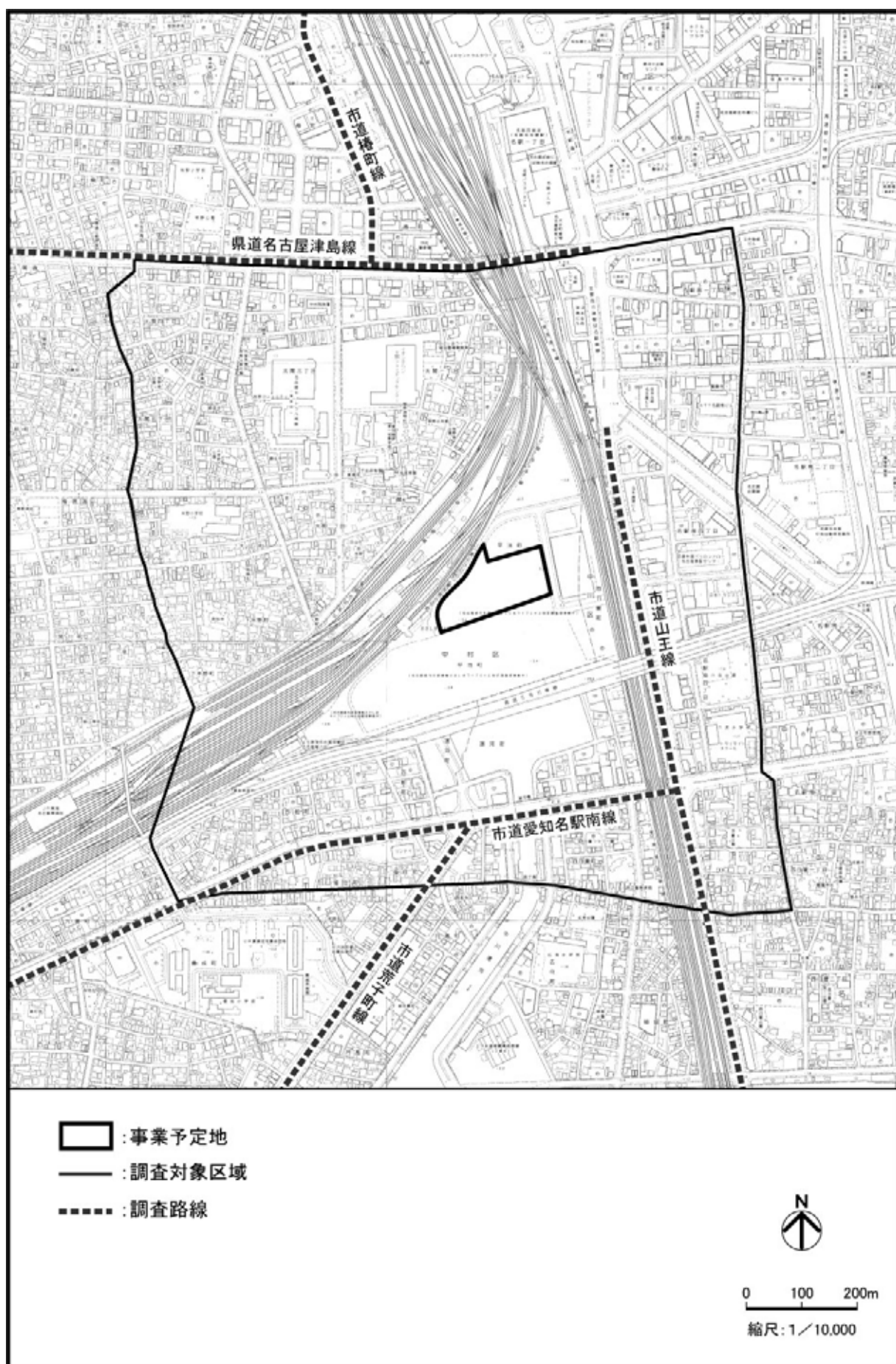


図 1-5-21 道路交通騒音・振動調査路線図

振 動

調査対象区域周辺における平成 15 年度の道路交通振動調査路線は前掲図 1-5-21 に、調査結果は表 1-5-17 に示すとおりである。これによると、振動レベル（ L_{10} ）は 43～49dB の範囲にある。

なお、調査対象区域には道路交通振動の測定地点はない。

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 15 年度）」（名古屋市，平成 17 年）

表 1-5-17 道路交通振動調査結果

路 線 名	測定地点の住所	振動レベル（ L_{10} ） （dB）	交 通 量 （台）		大型車 混入率
			小型車	大型車	
県道名古屋津島線	中村区竹橋町	47	308	38	11%
市道山王線	中川区山王一丁目	43	171	18	10%
市道愛知名駅南線	中川区福住町	48	363	31	8%
市道椿町線	中村区椿町	47	239	17	7%
市道荒子町線	中川区愛知町	49	149	33	18%

注)1: 振動レベルは、昼間10分間における値である。

2: 交通量は、昼間10分間における台数である。

悪 臭

平成 19 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 522 件あり、公害苦情処理件数総数 2,234 件の約 23% を占めている。また、中村区では総数 146 件のうち 29 件（約 20%）、中川区では総数 224 件のうち 57 件（約 25%）が、悪臭に関する苦情処理件数となっている。

出典）「平成 20 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 20 年）

温室効果ガス等

名古屋市における平成 17 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 1-5-22 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 30%、次いで業務の 25%、産業の 23%、家庭の 19% の順となっており、これら部門の合計で 97% を占めている。

また、二酸化炭素及びフロン の測定を行っている測定局は調査対象区域にはなく、二酸化炭素については、市内 2 局（天白区及び中区（平成 19 年 1 月から））、フロンについても 2 局（南区及び名東区）であり、その測定結果は、図 1-5-23 及び図 1-5-24 に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、農業センターでは年々増加しているが、科学館では減少している。フロン濃度は年々減少している。なお、フロンの測定は、平成 16 年度以降実施されていない。

出典) 「平成 20 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 20 年)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 17 年)
「平成 18 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 19 年)

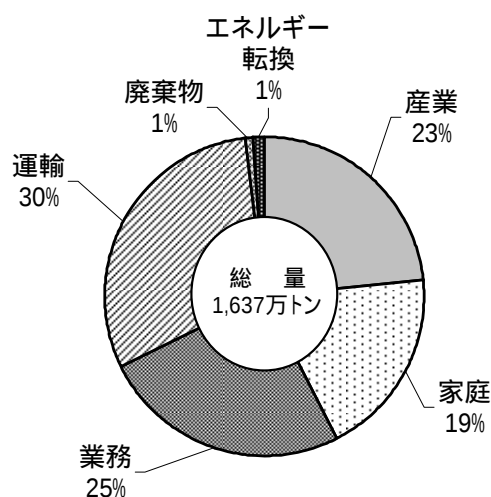


図 1-5-22 部門別二酸化炭素排出量

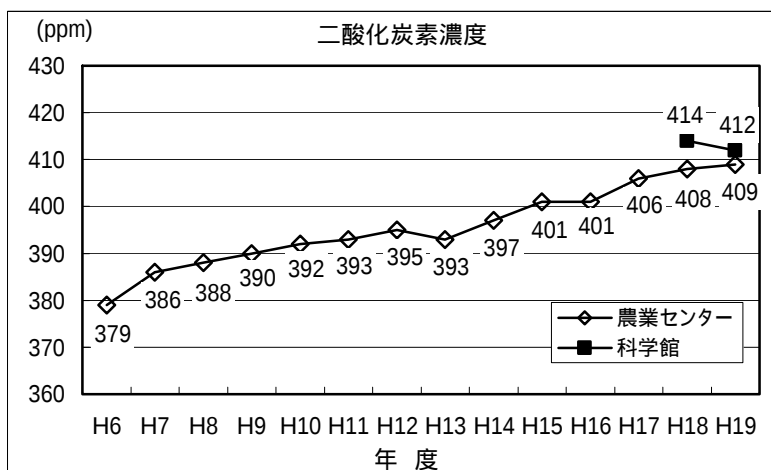


図 1-5-23 二酸化炭素年平均値の推移

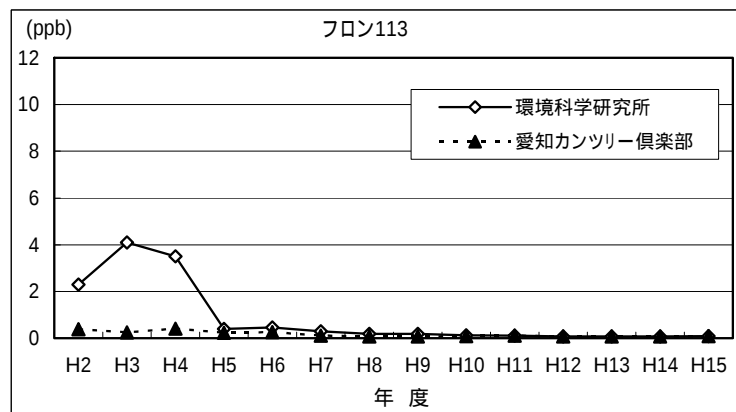
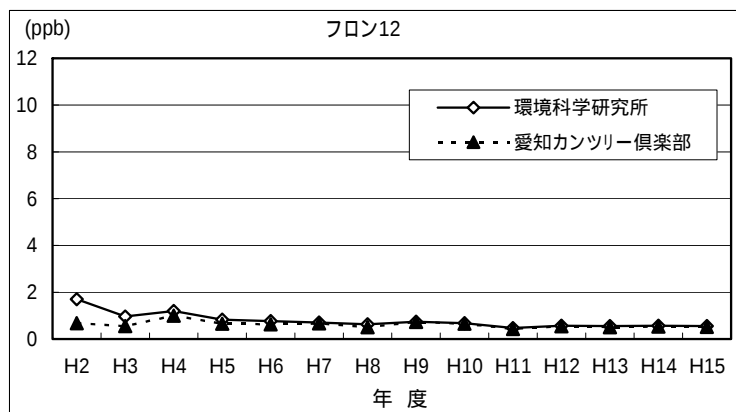
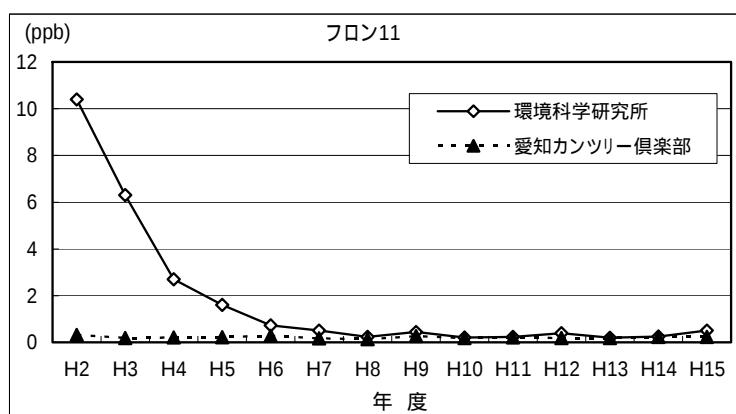


図 1-5-24 フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

動 物

調査対象区域のうち、事業予定地がある「ささしまライブ 24 地区」は、愛・地球博ささしまサテライト会場として利用された施設撤去後の空地で、人為的影響を強く受けた環境となっている。その他の区域も、市街地、住宅、倉庫等が大半を占め、同様な環境下となっており、スズメやアブラゼミなど市街地において一般的に確認される種が生息する程度である。(資料 2 - 1 2 (資料編 p.81) 参照)

出典)「新修名古屋市史 資料編 自然」(名古屋市, 平成 20 年)

「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2004 動物編」

(名古屋市, 平成 16 年)

「なごやの昆虫」(名古屋昆虫館, 1989 年)

植 物

調査対象区域は、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される植生は確認されていない。

出典)「第 2 ～ 5 回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

生態系

調査対象区域は、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される生態系は確認されていない。

緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に小規模に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

しかし、事業予定地の位置する「ささしまライブ 24 地区」は、新しい都市景観の整備が進む名古屋駅地区とともに、名古屋市の玄関口にふさわしい都市景観の整備が期待されている。

人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された区域であり、自然的な環境はほとんど残っておらず、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。